

半田市告示第78号

半田市放置自転車等防止条例（昭和63年半田市条例第14号）第11条第5項の規定により、
自転車等の保管及び処分について次のとおり告示する。

令和8年8月28日

半田市長 久 世 孝 宏

1. 放置場所及び放置台数 () は原動機付自転車の内数

名鉄青山駅区域	5	台	J R 東成岩駅区域		台
名鉄成岩駅区域		台	J R 半田駅区域	3	台
名鉄知多半田駅区域	4	(1) 台	J R 乙川駅区域		台
名鉄住吉町駅区域		台	J R 亀崎駅区域	5	台
名鉄半田口駅区域	1	台			
				計	18 台

2. 移動した日 令和 8 年 8 月 13 日

3. 保管場所 半田市瑞穂町7丁目12番地1

4. 保管期間 令和 8 年 8 月 13 日 から
 令和 8 年 10 月 8 日 まで

5. 連 絡 先 半田市総務部防災安全課（市役所4階）
 〒475－8666 半田市東洋町二丁目1番地
 TEL 0569－84-0626 Fax 0569－84-0640

6. 処分する日 令和 8 年 10 月 8 日 以降

7. 返還を受けるための必要事項

- ・通 知 書
- ・手数料 1,000円